

大阪市規則第80号

大阪市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則（昭和43年大阪市規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第3条の2関係） 〔表 別紙2 挿入〕	別表（第3条の2関係） 〔表 別紙1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の大阪市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る補償基礎額（大阪市非常勤職員公務災害等補償条例（昭和42年大阪市条例第63号）第4条に規定する補償基礎額をいう。以下同じ。）及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

[別表 別紙1]

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,499円	13,975円
20歳以上25歳未満	6,143円	13,975円
25歳以上30歳未満	6,703円	15,237円
30歳以上35歳未満	7,023円	18,016円
35歳以上40歳未満	7,326円	20,864円
40歳以上45歳未満	7,576円	22,564円
45歳以上50歳未満	7,766円	23,666円
50歳以上55歳未満	7,711円	25,354円
55歳以上60歳未満	7,348円	26,187円
60歳以上65歳未満	6,192円	22,694円
65歳以上70歳未満	4,200円	17,484円
70歳以上	4,200円	13,975円

[別表 別紙2]

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,799円	14,597円
20歳以上25歳未満	6,260円	14,597円
25歳以上30歳未満	6,874円	16,191円
30歳以上35歳未満	7,157円	19,610円
35歳以上40歳未満	7,534円	22,499円
40歳以上45歳未満	7,697円	24,084円
45歳以上50歳未満	8,007円	26,238円
50歳以上55歳未満	7,821円	26,868円
55歳以上60歳未満	7,536円	27,949円
60歳以上65歳未満	6,450円	23,237円
65歳以上70歳未満	4,400円	17,755円
70歳以上	4,400円	14,597円